

「小規模建築物基礎設計指針」第10章 基礎の障害と修復(part-1)

今回から数回にわたり、「小規模建築物基礎設計指針」第10章「基礎の障害と修復」についてご紹介します。第10章は、下記の2節から構成されており、今回は、10.1節の“箱書き”と(1)沈下障害の内容を取り上げます。

10.1 節 基礎の沈下と障害

10.2 節 基礎の修復

この指針では、節ごとに重要事項を“箱書き”して解説を加える形式になっています。

【 10.1 節 基礎の沈下と障害 】

箱書き

1. 不同沈下時の障害は沈下形状によって異なり、傾斜角の発生に伴い使用性や機能が問題となる沈下形状と、傾斜角と共に変形角の発生に伴いひび割れなどの構造上の問題となる沈下形状に区分される。
2. 障害程度の評価は、沈下形状とそれに応じた沈下度合いと共に考える必要がある。不同沈下の原因は、地盤条件や建築物条件による場合のほか、擁壁や盛土に起因する造成地盤にも多く見られる。さらに、造成地盤では、地盤変状による基礎の被害も多く見られるので、擁壁の変位の有無、盛土施工や埋戻の状態および造成盛土の沈下の程度などを確認し、敷地の安全性には十分に留意する必要がある。

1. 建築物の沈下障害

(1) 沈下障害の内容

“建築物の沈下障害”とは、一般に不同沈下によって生じた基礎及び建築物の障害を意味します。

住宅メーカーを中心にアンケートを行った結果による“沈下障害の内容”は下図の通りです。事象別には基礎の換気口のひび割れが最も多く、沈下障害の苦情は“基礎のひび割れ”が過半を超えます。その他、建具の建付不良や床の不陸が、発生頻度の多い障害です。

苦情ばかりでなく、修復等の対応など、不同沈下が生じると大きな問題となる事から、当たり前の事ですが、事前に十分な検討を行い未然に防止する事が最も重要です。万一、不同沈下が生じた場合には、建物の損傷は不同沈下によるものばかりではないので、不同沈下による損傷とその程度を正確に把握する事が重要です。

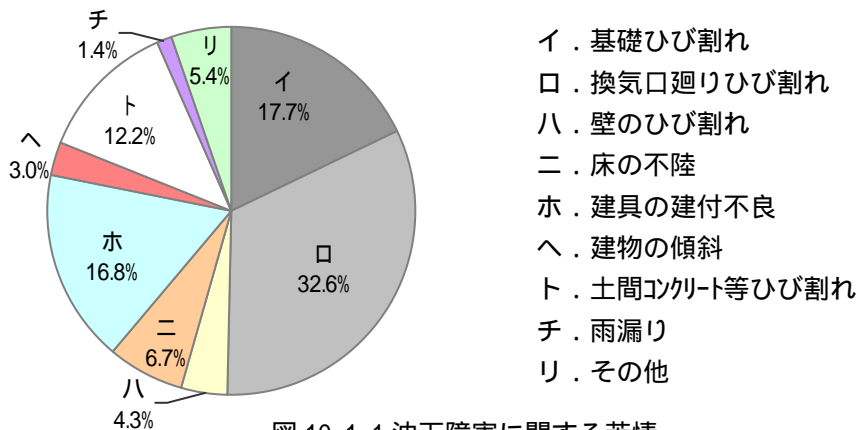


図 10.1.1 沈下障害に関する苦情

【次号の予定】

次号では、引き続き 10.1節 基礎の沈下と障害 から「(2)不同沈下時の沈下形状」をお届けします。